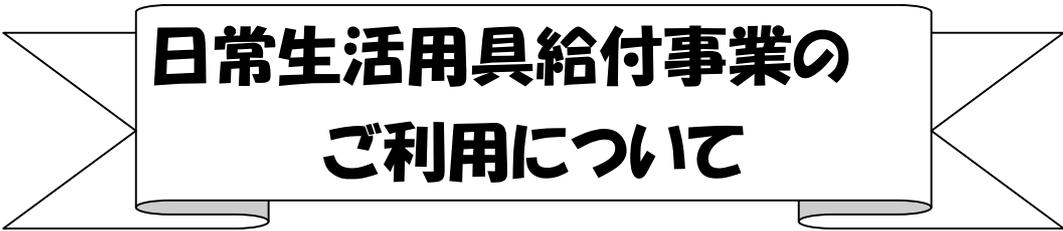


令和2年6月1日作成版



**日常生活用具給付事業の
ご利用について**

幸田町役場 福祉課 福祉グループ（1階5番窓口）
TEL 0564-62-1111 内線151
FAX 0564-56-6218

日常生活用具給付事業について

1 日常生活用具給付事業とは

障害児・者（主に身体障害児者）の方に、暮らしの便宜を図ることを目的に、日常生活を送る上で、必要な用具を給付します。

2 給付対象者

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

（給付の条件がありますので、詳細はお問合せください。）

3 日常生活用具の品目

次ページからご覧ください。

4 費用について

日常生活用具の費用の1割。

（日常生活用具の費用が基準額を超える場合は、基準額の1割および基準額を超える分を負担して頂きます。基準額は次ページをご覧ください。）

5 日常生活用具販売店

幸田町と契約を締結している業者を利用させていただきます。

（詳細は、お問合せください。）

6 申請に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑（認印可）
- ・見積書
- ・給付希望の日常生活用具のパンフレット（写し可）
- ・身体障害者手帳か療育手帳
- ・必要な場合は、医師の意見書や診断書

7 その他

令和2年4月1日から、人工呼吸器用外部バッテリーと人工呼吸器用自家発電機を交付対象種目に追加しました。この2種目に関しては、給付の条件がありますので、購入を検討される場合は、必ず福祉課にお問い合わせください。

交付対象品目

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	6 年	録音再生機 85,000 円 再生専用機 35,000 円
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	10 年	触読時計 10,300 円 音声時計 13,300 円
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上（本人が就労または就学しているか、これらが見込まれる者に限る。）	5 年	63,100 円
点字器	視覚障害者である者	標準型 7 年 携帯用 5 年	標準型 A 10,400 円 B 6,600 円 携帯用 A 7,200 円 B 1,650 円
電磁調理器	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	6 年	41,000 円
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5 年	9,000 円
視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5 年	18,000 円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8 年	198,000 円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	10 年	7,000 円

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級）の身体障害者であって、必要と認められる者	6 年	357,000 円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上	6 年	99,800 円
情報通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害 2 級以上	4 年	200,000 円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	10 年	87,400 円
聴覚障害者用通信装置 1	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5 年	40,000 円
聴覚障害者用通信装置 2	聴覚障害 2 級以上又は音声・言語の障害 3 級以上の障害を有する者で、コミュニケーションに音声以外の手段がない者	5 年	71,000 円 （1 世帯 1 個まで）
聴覚障害者用通信装置 3	聴覚障害 2 級以上又は音声・言語の障害 3 級以上の障害を有する者で、コミュニケーションに音声以外の手段がない者	5 年	9,300 円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6 年	88,900 円
携帯用会話補助装置	音声機能・言語機能に障害を有する者又は肢体不自由者であって、発声又は発語に著しい障害を有する者	5 年	98,800 円

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
人工喉頭	身体障害者手帳で音声機能喪失者（喉頭摘出をした者に限る。）であることが確認できる者	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
収尿器	下肢又は体幹機能障害のある者で排尿障害（特に失禁）のある者	1年	男子用 A 7,700円 B 5,700円 女子用 A 8,500円 B 5,900円
便器	下肢または体幹機能障害 2級以上か難病等により常時介護を必要とする者	8年	4,450円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級（常時介護を要する者に限る。）及び難病等により自力で排尿をすることができない者	5年	67,000円
特殊便器	上肢障害 2級以上と難病等により上肢機能に障害を有する者	8年	151,200円
ストマ用装具	ストマを造設した者で、膀胱機能障害や直腸機能障害のある者		蓄便袋 8,600円 蓄尿袋 11,300円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1級（常時介護を要する者に限る。）と難病等により寝たきり状態にある者	5年	19,600円
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級（常時介護を要する者に限る。）と難病等により寝たきり状態にある者	8年	154,000円
特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1級（常時介護を要する者に限る。）	5年	67,000円

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
紙おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびんらんのためストマ用装具を装着できない者 ・二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿および排便機能障害の者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害の者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害等（脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸）等の疾病が6歳未満に発生し、言語に限らずあらゆる方法によっても排尿や排便の意思表示が困難な3歳以上 		1月当たり 12,000円以内
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたり、家族等他人の介助を要する者に限る。）と難病等により寝たきり状態にある者	5年	15,000円
入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上（入浴にあたり家族等他人の介助を要する者に限る。）	5年	82,400円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって入浴に介助を必要とする者と難病等により入浴に介助を要する者	8年	90,000円

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
訓練椅子	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、当該手帳に下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童。原則として 3 歳以上とする。	5 年	33,100 円
訓練用ベッド	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、当該手帳に下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童（原則として就学児以上の者）と難病等により下肢若しくは体幹機能に障害のある者	8 年	159,200 円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 2 級以上と難病等により下肢又は体幹機能に障害を有する者	4 年	159,000 円
移動・移乗支援用具	平衡機能障害を有し、家庭内の移送等において介助を必要とする者と難病等により下肢又は体幹機能に障害を有する者	8 年	60,000 円
歩行補助杖 （一本つえ）	平衡機能障害、下肢若しくは体幹機能障害又は移動機能障害のある者	2 年	3,000 円
頭部保護帽	平衡機能障害、下肢若しくは体幹機能障害又は移動機能障害により歩行困難や歩行不安定である者と児童相談所又は更生相談所において知的障害児・者と判断された者	3 年	A 15,200 円 B 36,750 円
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	5 年	51,500 円

種目	障害程度	耐用年数	基準額（円×購入数）
酸素ボンベ運搬車	医療保険における住宅酸素療法を行う者	10年	17,000円
ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者と難病等により呼吸機能に障害を有する者	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者と難病等により呼吸機能に障害を有する者	5年	56,400円
動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能に障害がある者と難病等により人工呼吸器の装着が必要な者	5年	72,000円
火災警報器	障害等級 2 級またはB判定以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯これに準ずる世帯）	8年	15,500円
自動消火器	障害等級 2 級以上又はB判定以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者や難病患者のみの世帯これに準ずる世帯）	8年	28,700円
人工呼吸器用外部バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等の呼吸機能に障害を有する者	5年	200,000円 ※使用している人工呼吸器に適した外部バッテリーを確認してください。
人工呼吸器用自家発電機	在宅で人工呼吸器を使用している筋委縮性側索硬化症（ALS）患者等の呼吸機能に障害を有する者	10年	110,000円 ※対象の自家発電機についてはお問い合わせください。

※災害時の使用を想定していることから人工呼吸器用自家発電機は、人工呼吸器用外部バッテリーに対する使用によることとし、原則として2種目を同時購入する場合に限る。